商品名

住宅サポートローンワイド

	・当金庫の会員となれる方。
ご利用いただける方	・お申込時または実行時の年齢が満20歳以上で、完済時の年齢が満80歳以下の方。
	・安定継続した収入を有する方。(自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方。)
	・当金庫で有担保の住宅ローン(住宅金融支援機構を含む)をご契約中の方。
	※当該有担保住宅ローン(住宅金融支援機構を含む)の連帯債務者の方も対象とします。
	※当該有担保住宅ローン(住宅金融支援機構を含む)が延滞中の場合はご利用いただけません。
お 使 い み ち	・健康で文化的な生活を営むために必要な次のいずれかに該当する資金。
	①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が必要と
	する資金
	※支払いから3ヶ月以内のものに限り、振込済(支払済)の資金も対象とします。
	②申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金およ
	び借換えに伴う繰り上げ完済手数料
	※カードローンの借換えの場合は、解約が条件です。
	ただし、次の資金は対象外となります。
	①支払先が申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業となる資金
	②個人間売買による購入資金
	③事業性資金
	④株式取得資金・投機的資金
	⑤転貸資金
	⑥税金支払資金(当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は除きます。)
	⑦当金庫から借り入れたローンのみの借換え資金
ご融資限度額	・500万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・3カ月以上20年以内。
ご 融 資 利 率	・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
必要書類	・本人確認書類
	・資金使途確認書類
	・年収確認書類(申込金額が100万円以下場合は不要です。)
ご 返 済 方 法	・毎月元金均等返済、または毎月元利均等返済のどちらかを選ぶことができます。
	・借入金額の50%の部分を限度として、年2回のボーナス返済の併用ができます。
	・元金の返済の据置期間は6カ月の範囲内で取扱いが可能です。
保証人·担保	・しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
保 証 料	・保証料は金利に含まれます。
苦情処理措置· 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、
	電話:089-946-1203)にお申し出ください。
	・紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも
	可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室
	にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いた

	だくことも可能です。
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図るこ
	とも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま
	相談室または全国しんきん相談所(9 時~17 時電話:03-3517-5825)にお申し出くだ
	さい。
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いた
	だくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。
	その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護
	士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②
	当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しく
	は、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い
	合わせください。
	・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合も
	ございますのであらかじめご了承ください。
	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。
	・期日前返済など、返済条件を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。
	・当金庫の会員となれる方
	①当金庫の地区内に住所または居所を有する方。
その他	②当金庫の地区内において勤労に従事する方。
	③当金庫の地区内において事業所を有する方。
	上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができ
	ます。なお、会員となっていただかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますの
	で詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
	・ご融資金の交付については、原則として当金庫から支払先へ振込させていただきます。
	・団体信用生命保険の取扱いが可能です。(保険料は当金庫が負担します。)